

## ニュースリリース

2025年9月1日  
釧路信用金庫  
大地みらい信用金庫  
釧路信用組合  
日本政策金融公庫

## 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結

～『防災の日』に、釧路信金、大地みらい信金、釧路信組及び日本公庫の4金融機関で締結～

釧路信用金庫（理事長 森村好幸）、大地みらい信用金庫（理事長 伊藤哲也）、釧路信用組合（理事長 忠村浩志）及び日本政策金融公庫（略称：日本公庫）釧路支店（支店長 恒川孝司）は、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を『防災の日』の9月1日に締結しましたので、次のとおりお知らせします。

## 1 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

北海道は、2018年の胆振東部地震などこれまでも大きな地震が発生しております。本年も太平洋側でマグニチュード6クラスの地震が頻発しており、本年7月30日にはカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報が発令されるなど、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、店舗立地も近接している4金融機関が、危機事象発生時も連携して金融サービスを提供するとともに、一時的な施設の相互利用も行いながら業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げていくことを目的として覚書を締結しました。

（注）日本公庫は、北海道内3支店（釧路支店、札幌支店及び帯広支店）が対象

## 2 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （1）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （2）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- （3）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （4）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- （5）被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- （6）その他危機事象発生時に必要となる連携

以上

## ＜お問い合わせ先＞

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 釧路信用金庫 経営企画部    | TEL：0154-23-9030（担当：小田嶋、石川） |
| 大地みらい信用金庫 経営企画部 | TEL：0153-24-4102（担当：加藤、石井）  |
| 釧路信用組合 総務部      | TEL：0154-22-3166（担当：西尾）     |
| 日本政策金融公庫 釧路支店   | TEL：0570-002172（担当：河合）      |